

## 武雄市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武雄市広告掲載実施要綱(平成18年10月10日告示第238号。)に基づき、武雄市(以下「市」という。)が、インターネット上に公開しているホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所及び位置)

第2条 広告の掲載場所は、次のとおりとする。

(1) 市ホームページトップページ下部 上限8枠(4枠×2段)

(2) 市ホームページ『たけおの子育て情報サイト 子育てするならたけお』ページ下部 上限4枠  
2 前項第1号へ掲載する広告は、上段左から右の順に掲載し、上段に空きが無い場合は下段左から右の順に掲載するものとする。

3 第1項第2号へ掲載する広告は、左から右の順に掲載するものとする。

4 空きが出た場合は順次左に詰めるものとする。なお、申込時に指定した掲載期間を経過した場合は空きが出たものとする。

(広告の種類)

第3条 広告の種類はバナーとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は次の通りとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横220ピクセル

(2) 形式 GIF又はJPEG(アニメーションGIF不可)

(3) 容量 15KB以下

2 広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの

(2) 反転表示又は画面の切り替わりがあるもの

(3) テキストボックスが表示されているもの

(4) プルダウンメニューが表示されているもの

(5) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタンまたはラジオボタンを使用するもの

(6) 市に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないとし市長が認めるもの

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、市ホームページまたは市広報紙により行うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月単位とし、広告主は複数月を指定した申込をすることができる。ただし、同一年度内において連続する掲載期間は12月を上限とし、年度を超える期間を指定することはできないものとする。

2 広告掲載の開始日は、当該広告を掲載する月の第1開庁日とする。

3 広告掲載の終了日は、当該広告を掲載する月の最終開庁日とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、1枠あたり月額5,000円(消費税及び地

方消費税を含む。)とする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、武雄市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告の原稿を添付して、掲載を希望する月の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

2 申込者は、同一年同一月に複数の広告掲載を申し込むことができない。

3 市長は、第1項の申込があったときは、速やかに広告掲載の適否を決定し、武雄市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿となるバナーを広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに第4条に規定する規格で電子媒体により提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、原則として広告の掲載を開始する前に、広告掲載料の全額を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(広告原稿の修正)

第11条 市は、前条の規定により提出されたバナーの内容が第4条の規定に反すると認めたときは、広告主に対してバナーの修正を求めることができる。

2 前項に規定によるバナーの修正に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告の変更)

第12条 広告の掲載期間が複数月のときは、当該広告を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、あらかじめ市に協議するものとし、第9条の規定に準じてバナーを提出するものとする。

3 市は、前項の規定により提出されたバナーに対し、第11条第1項の規定に準じて修正を求めることができる。

4 第2項の規定による広告原稿の作成及び前項の規定によるバナーの修正に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、武雄市ホームページ広告掲載変更申出書(様式第3号)により、市に届け出るものとする。

(広告主の決定の取消し)

第14条 市長は、次の場合に広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定する期日までにバナーを提出しなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。

(4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(5) その他広告主が法令に違反した場合等で、広告を掲載することにより市ホームページの運営に支障があると認められるとき。

2 市は、前項の規定により、広告主の決定を取り消したときは、武雄市ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取り下げるときは、武雄市ホームページ広告掲載取下げ届出書(様式第5号)により市に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料について日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月中で1日以内のときは、返還しないものとする。

2 市は、第14条の規定により広告主の決定を取り消したときは、または第15条の規定により広告主が広告掲載を取り下げたときは、既納の広告掲載料を広告主へ返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、市が広告主の決定取消しを通知した日または広告主が広告の取下げを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。

3 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

4 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告料を返還しないものとする。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災その他の非常事態が発生した場合

5 前項の規定による広告掲載料の返還を受けようとする広告主は、武雄市ホームページ広告掲載料還付請求書(様式第6号)により市に請求するものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年1月1日より施行する。